

Q 年少者を雇用するときの労働契約は、年少者本人と交わすのか

A

労働契約は、親権者や後見人と締結してはならず、年少者本人と直接交わす必要があります（労基法第 58 条）。

民法（第 824 条、第 859 条）では、未成年者の同意を得れば未成年者に代わって労働契約を締結できると解されますが、特別法である労基法の定めが優先することになります。